

屋外広告物のしおり

(長野県屋外広告物条例の概要)

<令和5年7月>

長 野 県

はじめに

社会経済活動の変化に伴い、市街地のほか郊外バイパス沿いにも多くの屋外広告物が見受けられるようになりました。

屋外広告物は、道行く人々に様々な情報を提供するほか、街のにぎわいを演出する重要な役割を果たしています。しかし、無秩序に氾濫すると街の景観や風致を損ねるほか、適正な維持管理を欠いた場合には公衆に危害を及ぼすおそれがあります。

長野県では、県下の市町村と協力をしながら、良好な景観の保全・育成や公衆に対する危害防止などの観点から、屋外広告物法に基づき屋外広告物条例を設け、屋外広告物の規制や指導などを行っております。

このしおりは、屋外広告物の表示や設置にあたってのルールなどの、できるだけ解りやすい解説を試みたものです。

魅力的で住みよい県土づくりのために、皆様のご協力をお願いします。

目 次

1	適用範囲と規制概念図	2
2	屋外広告物の定義（屋外広告物とは）	3
3	禁止物件（屋外広告物を掲出できない物件があります）	5
4	禁止広告物（表示設置してはいけない屋外広告物があります）	6
5	禁止地域（屋外広告物を表示設置してはいけない地域があります）	7
6	許可地域（屋外広告物を表示設置する場合に許可が必要な地域があります）	9
7	特別規制地域（地域の特性に合わせた独自の規制を行っている地域です）	13
8	安全管理義務（屋外広告物を表示、設置、管理される皆様へ）	16
9	屋外広告業の登録（屋外広告業を営む場合には県の登録が必要です）	17
10	罰則について（屋外広告物法には罰則の規定があります）	17
11	その他の手続き（その他の法令などにより手続きが必要な場合があります）	18
12	市町村担当窓口（県と市町村で事務を分担しています）	20

1 適用範囲と規制概念図

適用範囲

独自条例を持つ市町村があります

長野市、松本市、飯田市、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、安曇野市、飯島町及び小布施町を除く県下全域

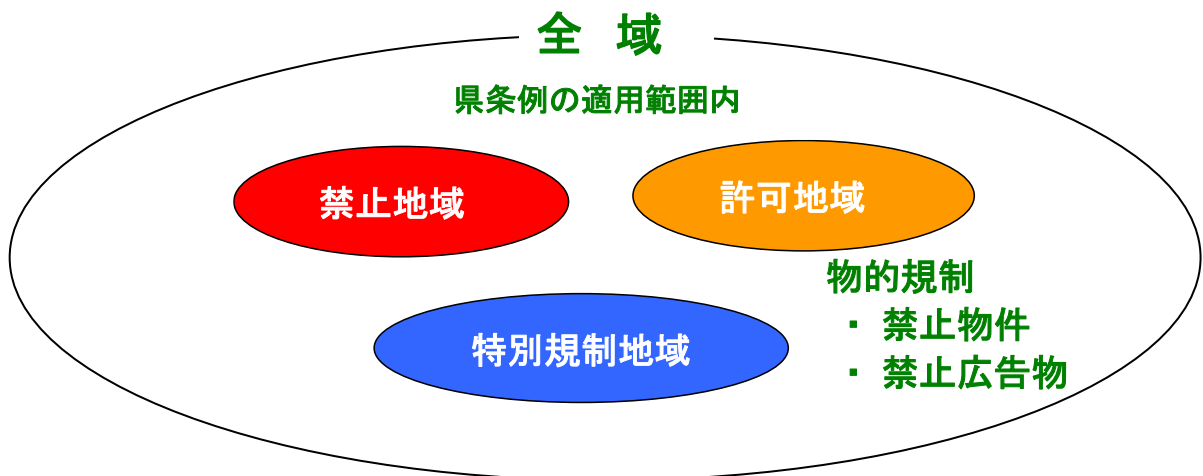
中核市である長野市、松本市では独自の屋外広告物条例を持つことから、「長野県屋外広告物条例」は適用されません。また、景観行政団体※のうち飯田市、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、安曇野市、飯島町及び小布施町は独自の屋外広告物条例を持ち、「長野県屋外広告物条例」中、第2章「屋外広告物の制限」及び第2章の2「監督」についての適用は及びません。

※ 景観行政団体

景観法により、景観行政を主体的に担う行政団体とし、都道府県、政令指定都市、中核市及び都道府県知事と協議した市町村と定義されます。令和5年7月現在、県下の景観行政団体は長野県、長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、飯山市、茅野市、佐久市、千曲市、安曇野市、下諏訪町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、宮田村、松川町、高森町、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、飯綱町です。

規制の概要

県条例による規制概念図



『物的規制』である「禁止物件」「禁止広告物」の規制は県下全域（県条例の適用範囲内）に及び、またある特定の地域にはその地域特性に応じ『地域規制』（「禁止地域」「許可地域」「特別規制地域」）が及びます。



禁止地域(国道361号)



許可地域(上田駅前)



特別規制地域
(ハケ岳エコーライン)

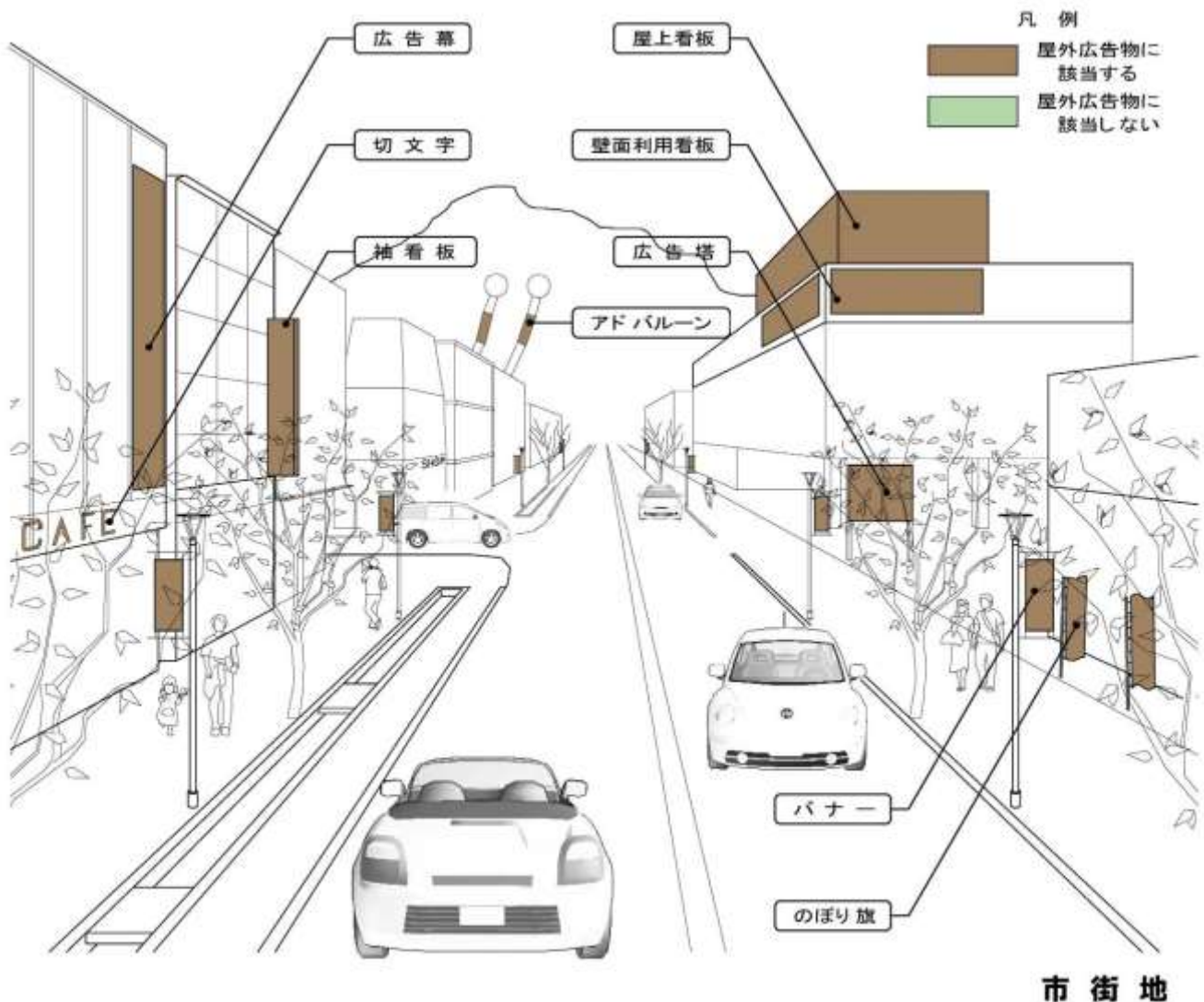
2 屋外広告物の定義

屋外広告物とは.

一般的に次の4つの要件全てを満たすものを屋外広告物と定義しています。

- 1) 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること
- 2) 屋外で表示されるものであること
- 3) 公衆に表示されるものであること
- 4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類する物であること

例えば、街頭などで配布されるチラシは(1)の要件から外れるため、屋外広告物には該当しませんが、建築物に貼り付けるなどで、定着性を有した時点で、該当することになります。ただし、窓ガラスの内側から屋外に向けて貼り付けられたものは、(2)の要件から外れるため、屋外広告物には該当しないことになります。具体的には、次のようなものが屋外広告物に該当します。

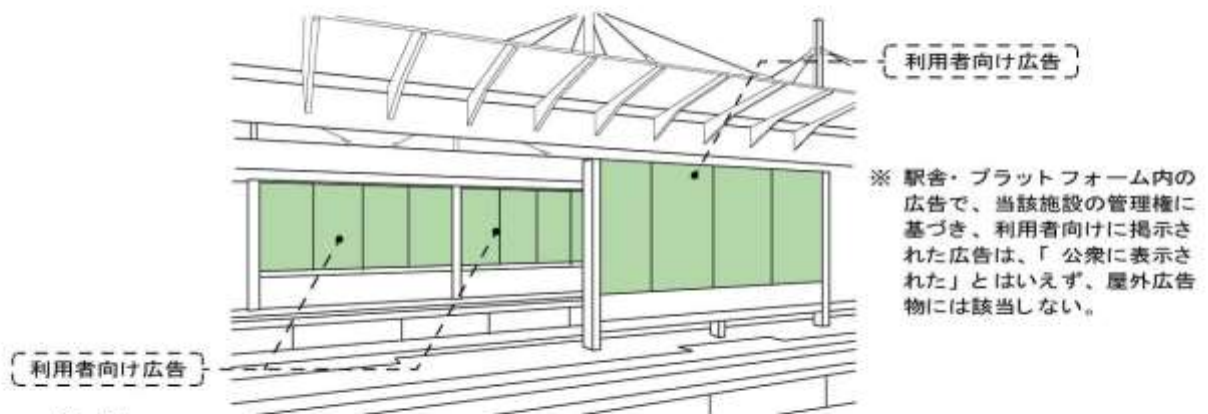




ガソリンスタンド



商店街



駅舎・ホーム

- 凡例
- 屋外広告物に該当する
 - 屋外広告物に該当しない

注：屋外広告物に該当しない広告物には屋外広告物条例による規制が及びません

3 禁止物件

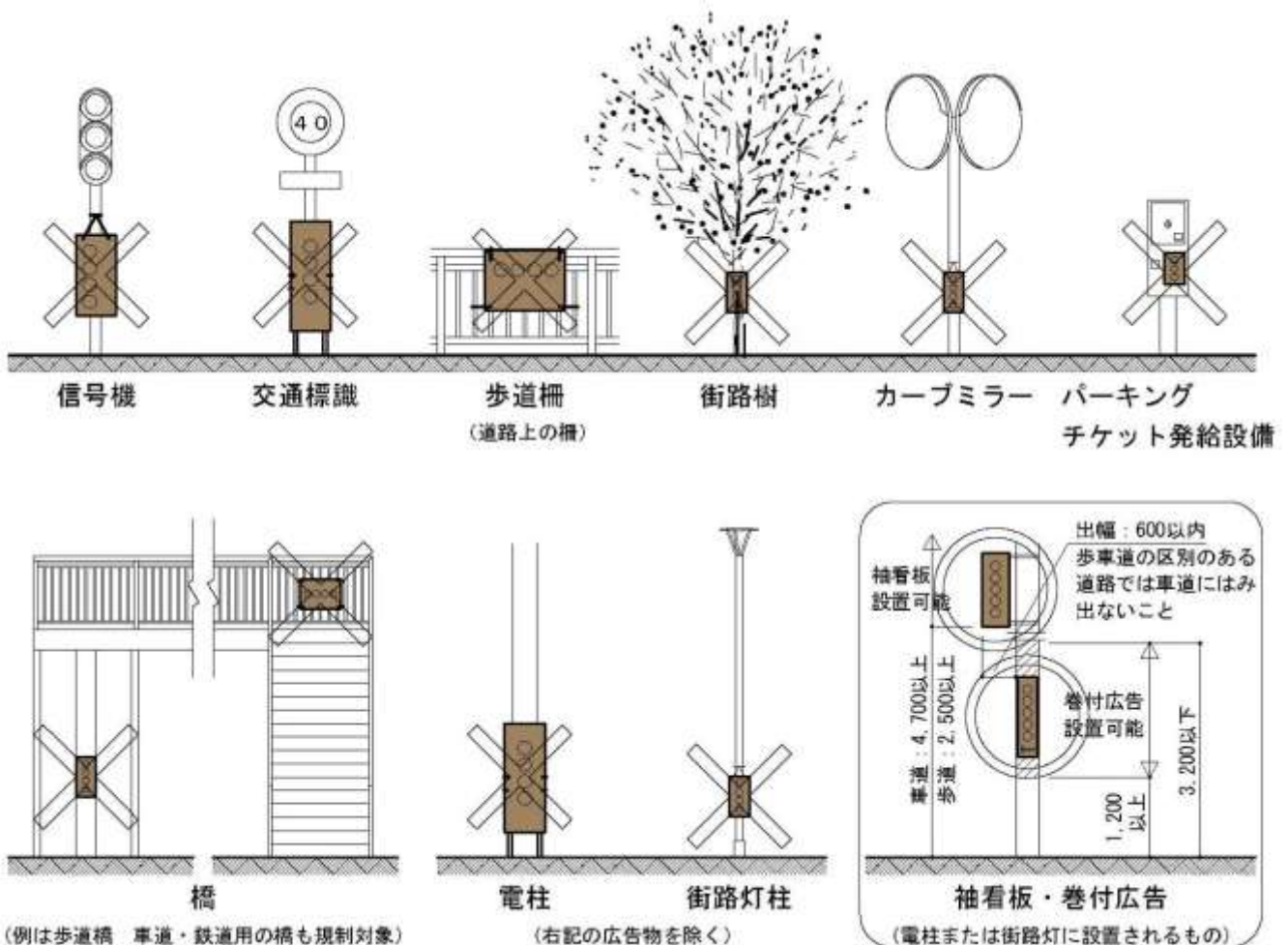
屋外広告物を掲出できない物件があります

そもそも屋外広告物を表示設置すべき物件ではなく、広告物が表示設置されると、良好な景観形成を害するおそれがある公共的な性格のものを禁止物件としています。

(地域によらない全域が対象の規制です。)

次の物件には屋外広告物を掲出できません。

屋外広告物条例第2条



その他の禁止物件

- ・道路上の駒止 ・火災報知器 ・消火栓 ・消防の用に供する望楼、警鐘台その他の施設
- ・公衆電話ボックス ・道路交通上の管理施設 ・送電塔 ・貯水塔 ・高架構造物
- ・よう壁 (道路の防護施設に限る) ・路上変電塔

適用除外規定があります

参照 → P15

次の屋外広告物は禁止物件であっても掲出が可能です

- 1) 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- 2) 法令の規定により表示又は設置を義務付けられたもの

4 禁止広告物

表示設置してはいけない屋外広告物があります

良好な景観形成と公衆への危害の防止を図るため、次の屋外広告物は表示設置することが禁止されています。（地域によらない全域が対象の規制です。）

屋外広告物条例第3条

- ① 地色に彩度 15 以上の色を使用したもの
- ② 蛍光塗料または夜光塗料を使用したもの
- ③ 倒壊または落下のおそれのあるもの
- ④ ひどく汚れたり、色あせたり、または塗料などのはがれたもの
- ⑤ 破損しているもの、または老朽のひどいもの
- ⑥ 裏面が塗装されていないもの

○表示内容について

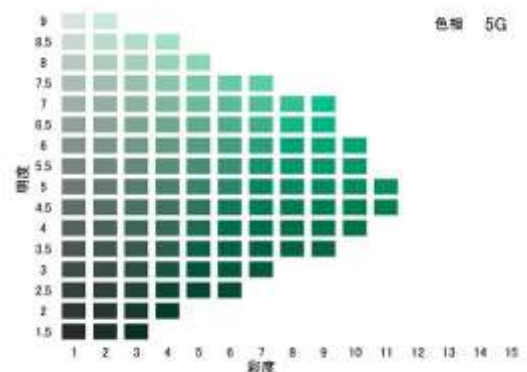
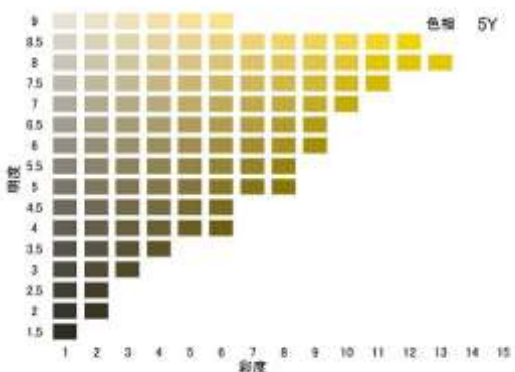
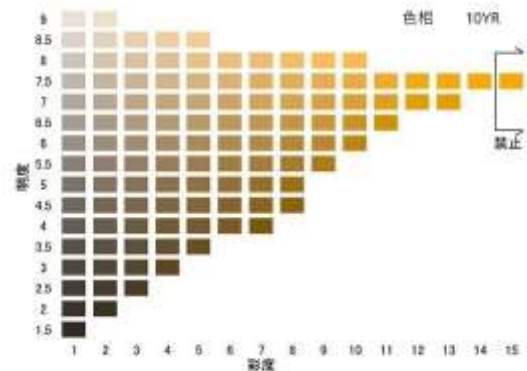
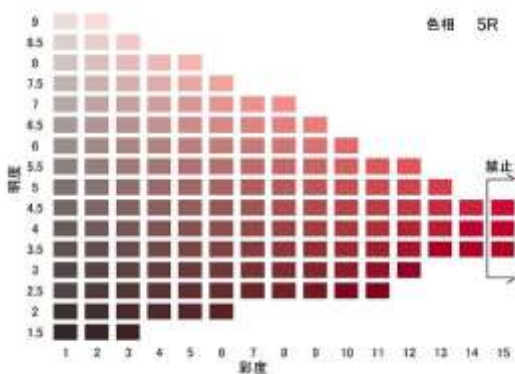
この条例は広告物の表示の内容にまで立ち入り、規制を行うことを目的としていません。【屋外広告物法第29条】しかし、既に過去の事実となってしまった内容の表示のもの（「〇〇大会を成功させよう」「〇〇行事を応援しています」など）又は表示の内容が実態と合わないもの（表示されている企業等が存在、表示されている商品が販売されていない場合など）などは適切な広告物とは言えません。

①地色の彩度制限について

地色とは、広告物に使用されている色のうち、使用面積が最大のものをいいます

彩度とは、色のあざやかさを言い、マンセル表色系ではこれを数値化しています。

以下に示すとおり、赤・オレンジ系統色のみが、規制対象である彩度 15 以上を持つ色相となります。



5 禁止地域

屋外広告物を表示設置してはいけない地域があります

屋外広告物禁止地域内にあつては、一定の適用除外となる広告物以外の屋外広告物を、表示したり設置することができません。

屋外広告物条例第4条

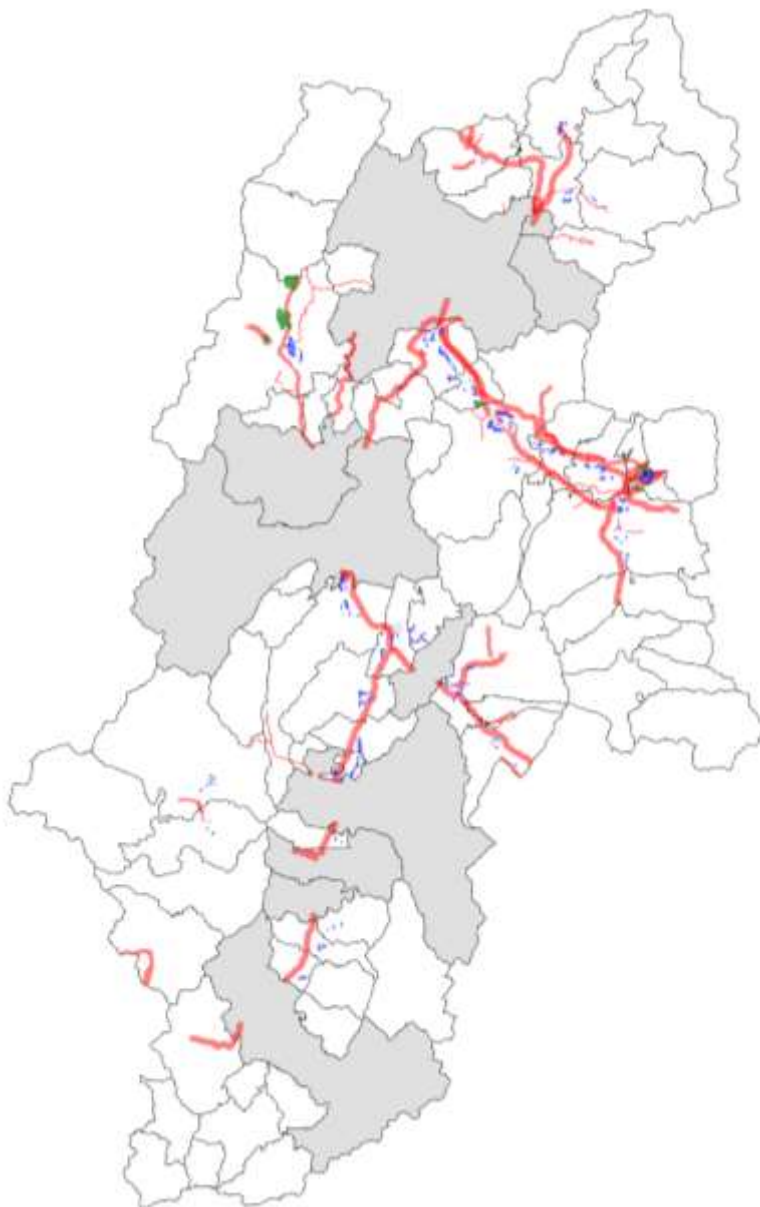
① 都市計画法の規定により定められた、

- ・ 住居専用地域(第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層専用地域)
- ・ 風致地区のうち、知事が別に定める地域

屋外広告物条例施行規則別表第1

② 高速自動車国道、一般国道、県・市町村道等及び鉄道から展望できる範囲※のうち、一定の地域

屋外広告物条例施行規則別表第2



※「展望できる範囲」について





道路上などから明確に視認できるものが規制の対象となり、指定区域内であっても規制の対象外となる場合があります。具体的事案については、市町村担当窓口（P20）にご相談ください。

詳細はウェブ上の地図情報「信州くらしのマップ」

から確認できます。

⇒ <http://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>

凡 例

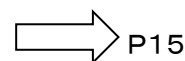
	禁止地域(道路等からの展望地域)
	禁止地域(風致地域)
	禁止地域(住居専用地域)
	独自の屋外広告物条例制定団体

具体的には(令和5年7月現在)

- 住居専用地域【27 市町村】
- 風致地区【8 地区】
大町都市計画：日向山、木崎湖、青木湖
佐久都市計画：久保沢、一里塚、雪窓、十二の森
坂城都市計画：岩鼻
- 道路等接続地域(区間、範囲が限定されています)
 - ・ 高速道【4 路線】
中央自動車道西宮線、中央自動車道長野線、関越自動車道上越線、中部横断自動車道
 - ・ 一般道【70 路線】
国 道：18 号、19 号、20 号、117 号、141 号、142 号、143 号、148 号、152 号、254 号、256 号、292 号、361 号、403 号、474 号
県 道：真田東部線、中津川南木曾線、岡谷茅野線、松本空港塩尻北インター線、中野豊野線、長野大町線、白馬美麻線、信濃信州新線、諏訪白樺湖小諸線、下仁田浅科線、扇沢大町線、長野荒瀬原線、上田丸子線、豊野南志賀公園線、駒ヶ根駒ヶ岳公園線、小諸上田線、小諸軽井沢線、坂城インター線、杉野沢黒姫停車場線、茅野停車場八子ヶ峰公園線、耳取三岡停車場線、丸子北御牧東部線、有明大町線、山田温泉線、御牧原大日向線、姥神奈良井線、県道あづみの公園大町線、上松南木曾線
市 道：長野豊野 424 号線、上田川辺町国分線、上田丸子北御牧線、小諸 0135 号線、小諸 0136 号線、小諸 0141 号線、大町木崎野口泉線、大町沓掛柿ノ木線、大町青木佐野坂線、大町泉 36 号線、大町大崎西原線、茅野 1B297 号線、茅野 1B402 号、塩尻川入東線、東御矢野沢線、東御切久保御牧原線、東御浦久保線、東御御八城大橋線、東御御牧原幹線、東御和 110 号線、
町村道：下諏訪湖岸通り線、原 2016 号線、上松台ヶ峰北線、上松長坂沓掛線、木曾和合黒田線、高山牧 5 号線、信濃柏原黒姫高原線
 - ・ 鉄道【3 路線】
北陸新幹線、篠ノ井線、しなの鉄道線

適用除外規定があります

参照



次の屋外広告物は禁止地域内であっても掲出が可能です。

- 1) 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- 2) 法令の規定により表示又は設置を義務付けられたもの
- 3) 国又は地方公共団体が掲出する、公益上必要と認められるもの
- 4) 自己の事業所などに表示する一定規模以下の自己用広告物（表示面積 10 m²以下）
- 5) 祭典その他慣例上使用するもの
- 6) 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び責任者の住所氏名を 25cm²の大きさの範囲内に明示したもので、表示期間 30 日を超えないもの
- 7) 営利を目的としない一定基準内のもの
- 8) 著名な地点又は公共的な施設への案内のために掲出されるもので、市町村長の許可を受けたもの

6 許可地域

屋外広告物を表示設置する場合に許可が必要な地域があります

屋外広告物許可地域内にあつては、一定の適用除外広告物以外の屋外広告物の表示設置にあたり、表示設置する場所の市町村長の許可が必要です。許可を受けようとするときは、管轄する市町村にお問い合わせください。

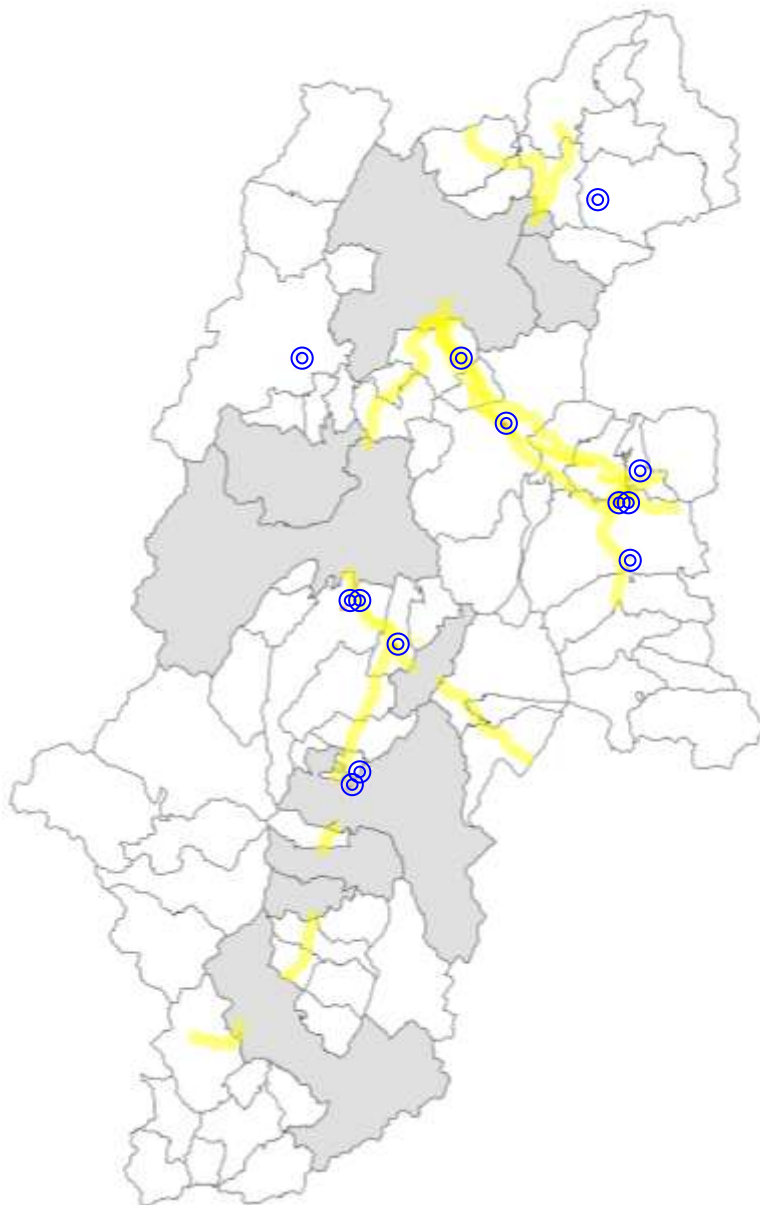
屋外広告物条例第8条

- ① 高速自動車国道、一般国道、県・市町村道等及び鉄道から展望できる範囲のうち、
一定の地域

屋外広告物条例施行規則別表第3

- ② JR等の駅前広場で、知事が別に定める地域

屋外広告物条例施行規則別表第4



※「展望できる範囲」について

道路上などから明確に視認できるものが規制の対象となり、指定区域内であっても規制の対象外となる場合があります。具体的事案については、市町村担当窓口（P20）にご相談ください。

詳細はウェブ上の地図情報
「信州くらしのマップ」
から確認できます。

⇒ <http://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>

凡 例

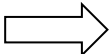
- | | |
|--|------------------|
| | 許可地域(道路等からの展望地域) |
| | 許可地域(駅前広場) |
| | 独自の屋外広告物条例制定団体 |

具体的には(令和5年7月現在)

- 道路等接続地域（区間、範囲が限定されています）
 - ・ 高速道【4路線】
中央自動車道西宮線、中央自動車道長野線、関越自動車道上越線、中部横断自動車道
 - ・ 一般道【23路線】
国 道：18号、20号、141号、474号
県 道：真田東部線、小諸上田線、小諸軽井沢線、岡谷下諏訪線、宮村湯田中停車場線
市 道：上田川原柳豊里線、岡谷32号線、岡谷長地310号線、塩尻旧国道柿沢金井線、
伊那市道西部1号線、伊那市道西部2号線、駒ヶ根市道新春日街道線、
町 道：下諏訪富部新道線、下諏訪田中線、下諏訪古川通り線、下諏訪赤砂通り線
上伊那郡箕輪町道1号線
村 道：上伊那郡南箕輪村道3020号線、上伊那郡宮田村道21号線
 - ・ 鉄道【3路線】
北陸新幹線、中央本線、しなの鉄道線
- 良好な景観を形成する地域等
駅前広場【13地域】
上田駅、岡谷駅、伊那市駅、伊那北駅、信濃大町駅、塩尻駅昭和通線、塩尻駅桔梗ヶ原線、
佐久平駅蓼科口線、佐久平駅浅間口線、臼田駅、御代田駅、戸倉駅、湯田中駅

許可基準

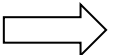
広告物を表示設置するには市町村長への許可申請が必要となり、許可基準に適合させる必要があります。

許可基準  P11

その他

管理者を選任した場合には届出が必要となります。
【条例第13条第2項】

適用除外規定があります

参照  P15

次の屋外広告物は許可地域内であっても市町村長の許可なく掲出が可能です

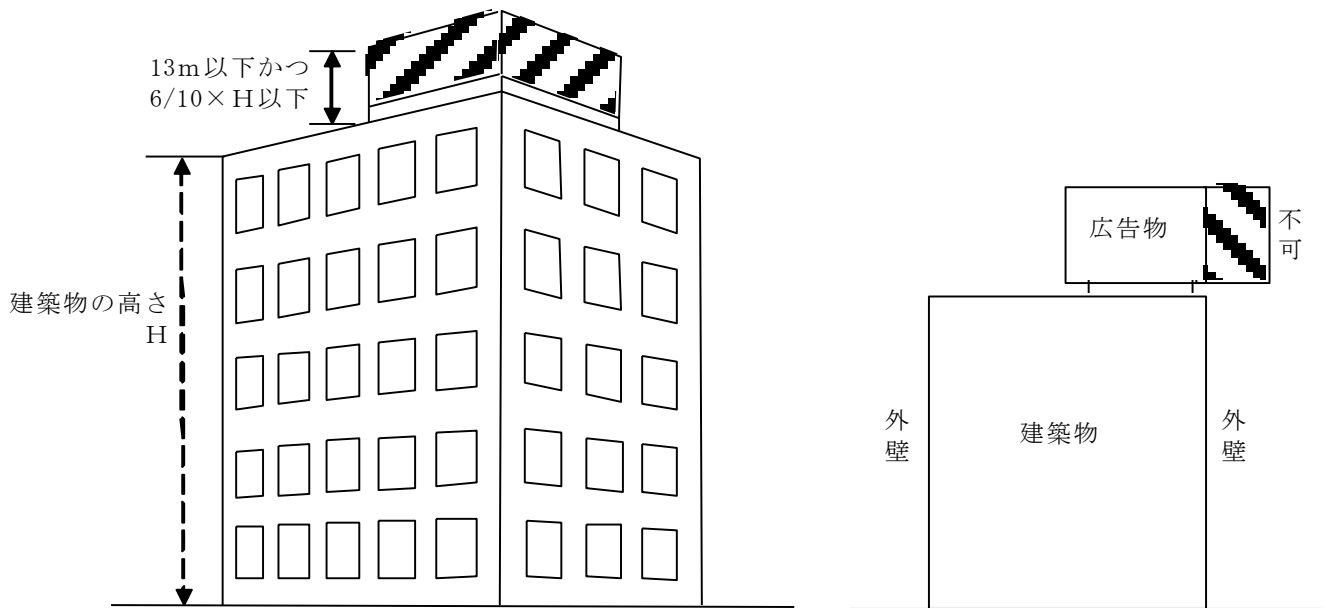
- 1) 公職選挙法その他の法令の規定に基づく選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- 2) 法令の規定により表示又は設置を義務付けられたもの
- 3) 国又は地方公共団体が掲出する、公益上必要と認められるもの
- 4) 自己の事業所などに表示する一定規模以下の自己用広告物（表示面積15㎡以下）
- 5) 祭典その他慣例上使用するもの
- 6) 一時的又は仮設的なもので、表示期間及び責任者の住所氏名を25cm²の大きさの範囲内に明示したもので、表示期間30日を超えないもの
- 7) 営利を目的としない一定基準内のもの

許可基準

屋外広告物条例施行規則別表第5

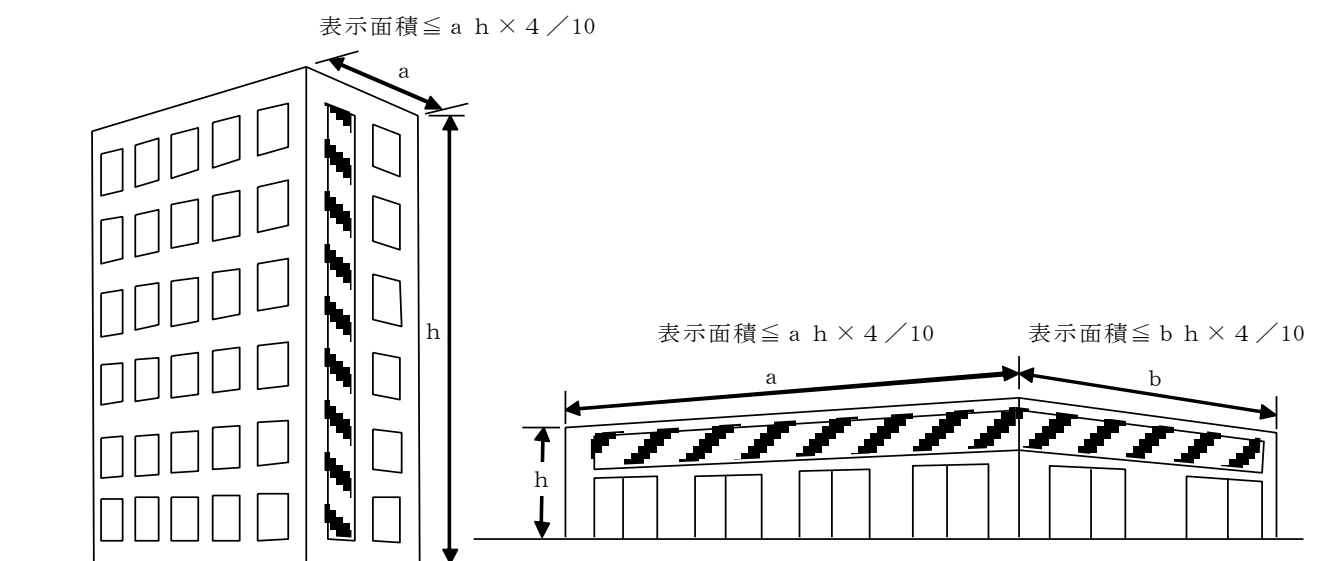
① 屋上広告物

- ◇ 広告物本体の高さ 13メートル以下
- ◇ 建築物の高さに対する本体の高さの割合 10分の6以下
- ◇ 建築物から横にはみ出さないこと



② 壁面広告物

- ◇ 表示面積の合計が広告物を表示する壁面の10分の4以下

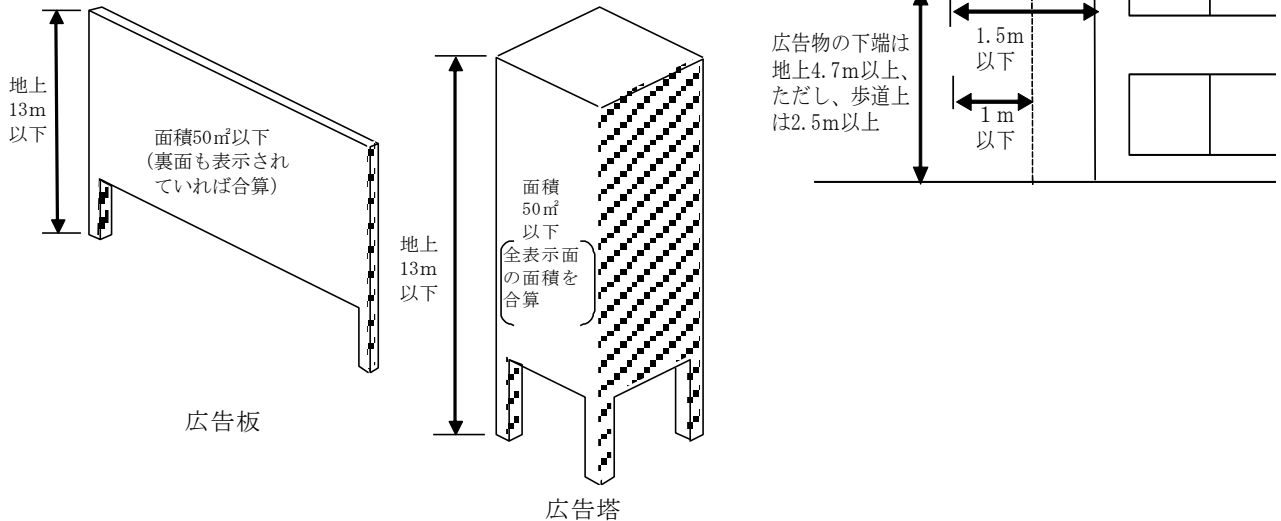


③袖看板

- ◇ 下端の高さ 道路から 4.7 (歩道上は 2.5)メートル以上
- ◇ 壁面からの出幅 1.5メートル以下
- ◇ 道路上の出幅 1.0メートル以下
- ◇ 壁面の上端を越えないこと

④地上に設置する広告物等

- ◇ 高さ 13メートル以下
- ◇ 表示面積 合計 50平方メートル以下



都市計画区域外 上乗せ基準 自然公園の区域	<ol style="list-style-type: none"> 1 地色の彩度 8 以下 2 反射光のある素材を使用しないこと 3 動光、点滅照明、ネオン等を使用しないこと
-----------------------------	--

許可手数料・期間

許可にあたっては手数料と期間が定められています

許可手数料の額については、それぞれ屋外広告物を表示・設置する市町村の条例で定められていますので、市町村の屋外広告物担当課へお問い合わせ下さい。（お問い合わせはP20）

また、許可の有効期間は次のとおりです。

- 下記以外の屋外広告物 → 許可後 3年
- はり紙、はり札、立看板類、広告幕類、アドバルーン → 許可後 6ヶ月

なお、広告物などの表示面のみを定期的に入れ換える場合には、その都度、新規の表示の許可が必要です。

また、申請書等に記された事項（形状、材料、構造、色彩その他表示の方法）について変更を生ずる場合には、新たな許可が必要となります。

新たに規制地域の指定がなされた場合の表示設置期間の特例

新たに禁止地域、許可地域などの指定がなされた場合に、指定以前に適法に掲出された屋外広告物は、指定から3年間は引き続いて表示し、設置しておくことができます。一部の特別規制地域では、この期間が異なる場合があります。

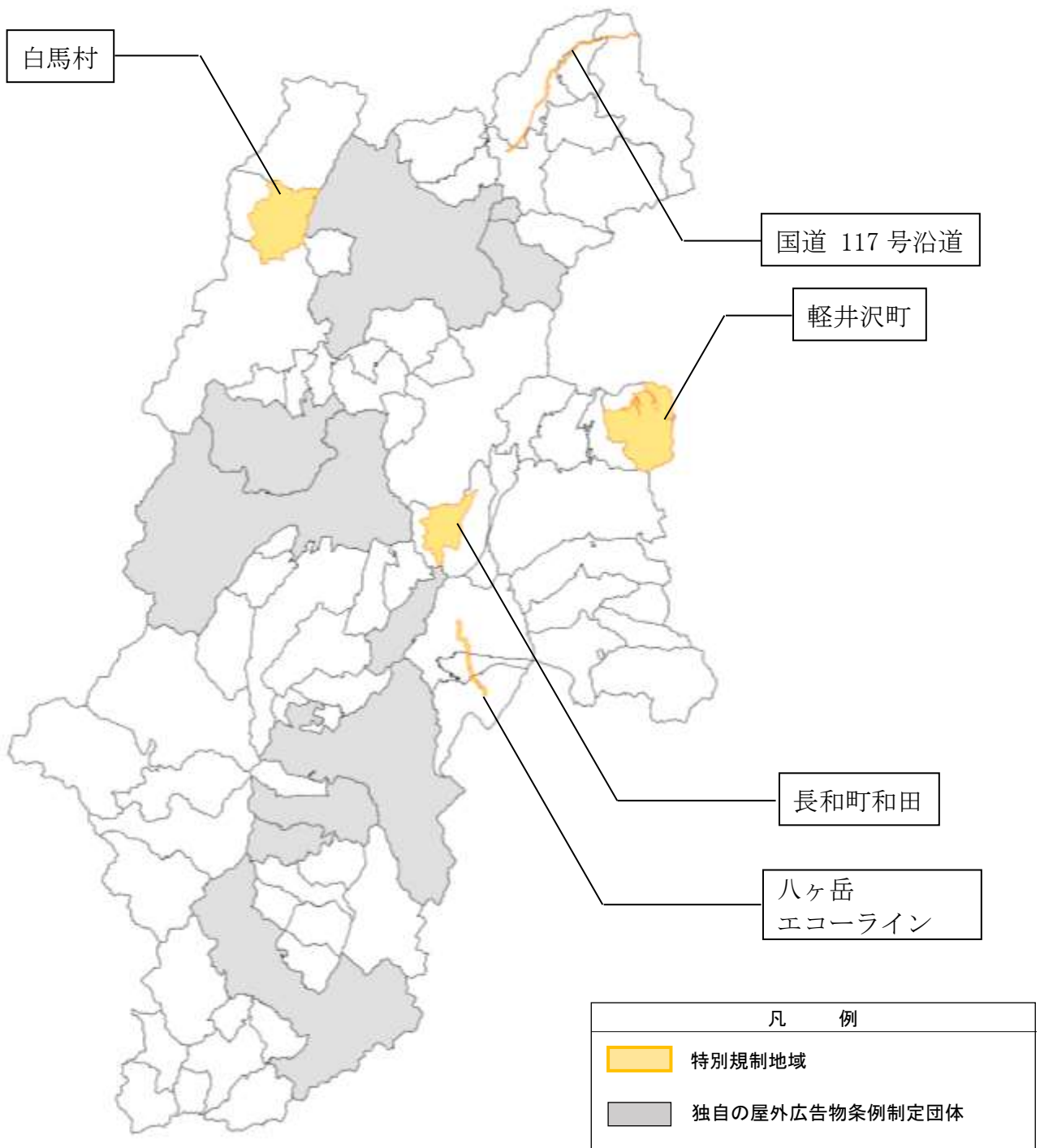
7 特別規制地域

地域の特性に合わせた独自の規制を行っている地域です

地域の特性を生かした良好な景観形成を図ることが特に必要な地域又は場所について、市町村長の申し出により、長野県景観審議会*の意見を聴いて、知事が指定する地域です。

当地域内で広告物を設置する場合には、その地域を管轄する市町村長の許可が必要になります。

屋外広告物条例第9条



規制の内容

屋外広告物条例施行規則別表第6

それぞれの地域ごとに下記項目別の規制を設けており、規制内容はそれぞれに異なります。屋外広告物を表示設置される方は、事前にその地域を管轄する市町村屋外広告物担当課へお問い合わせください。

- ① 特別規制地域の場所
- ② 表示・設置等の許可基準
- ③ 許可の有効期間
- ④ 地域指定があった場合の既存広告物に係る規制の猶予期間
- ⑤ 特別規制地域でも表示・設置できる屋外広告物

地域の範囲と規制の特徴

名 称	範 囲	規制の特徴
軽井沢町	上信越高原国立公園の特別地域を除く地域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分4（第1種低層住居専用地域など、指定道路地域、近隣商業地域及び住居地域） ・「第1種低層住居専用地域など」の地域では、自己の住居・事業所用広告物及び統一規格の案内用看板のみ掲出可能 ・屋外広告物条例のほか軽井沢町の自然保護対策要綱による設置基準あり（詳しくは軽井沢町ウェブサイトにて）
国道 117号沿道 （中野市、飯山市、野沢温泉村、栄村）	豊田飯山 I C から長野県と新潟県との境界まで	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分3（第1種から第3種地域） ・全ての広告物に彩度規制あり。第1種地域では、自己の住居・事業所用広告物、統一規格の案内看板のみ掲出可能 ・屋外広告物条例のほか市・村の指導要綱あり（詳しくは市村担当窓口へ）
長和町和田	八ヶ岳中信高原国立公園の区域を除く地域	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の住居・事業所用広告物以外には区域内の事業所、著名な地点への案内のみ掲出可能であり、統一的な規格あり
白馬村	中部山岳国立公園の区域を除く地域	<ul style="list-style-type: none"> ・動光点滅看板設置、屋上や屋根への表示、反射光のある素材・蛍光塗料・夜光塗料を使用したものなどが禁止されています。 ・主要な道路沿いは案内用看板（誘導看板）が設置できません。 ・広告物の大きさ（面積）にも規制があります。
八ヶ岳エコーライン	八ヶ岳エコーライン沿道	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の住居・事業所用広告物以外には統一的な規格・色相制限があり、他の自己の住居・事業所用広告に共同して表示する必要あり

※景観審議会

長野県では、学識経験者や建築士、屋外広告業者等からなる景観審議会を設置して、景観・屋外広告物に関する事項を調査、審議します。

適用除外について

適用除外一覧表

	禁止物件	禁止地域	許可地域	特別規制地域				
				軽井沢	R117	白馬	長和	八ヶ岳
①公職選挙法などによる選挙運動のためのもの	○	○	○	○	○	○	○	○
②法令の規定により義務づけられたもの	○	○	○	○	○	○	○	○
③公共団体が公益目的のために表示設置するもの	×	○	○	○	○	○	○	○
④自己の事業所用で一定規模(左記)以下のもの	×	10㎡	15㎡	3㎡	3(6)㎡	3㎡	3㎡	3㎡
⑤祭典その他慣例上使用するもの	×	○	○	○	○	○	○	○
⑥一時的仮設的なもので一定の表示をしたもの	×	○	○	○	○	○	○	○
⑦営利を目的としない一定基準内のもの	×	○	○	○	○	○	○	○
⑧著名な地点などへの案内で許可を受けたもの	×	○	○	○	○	○	○	○
⑨住居用への案内のための広告物で一定規模のもの	×	×	×	○	×	×	×	×
⑩街路灯への0.5㎡以内の袖看板	×	×	×	○	×	×	×	×
⑪地方公共団体等が出資する団体が施設内に設置するもの	×	×	×	×	○	×	×	×



高さ5m以内、動光・反射素材の使用不可、屋上への設置不可

4) 自己の事業所用で一定規模以下のものの取扱い (P8、P10)

事業所もしくは店舗などの建築物が存在する敷地内で、その事業所・店舗に関連する広告物を「自己の事業所用」広告物としています。

一定規模以下かどうかは敷地内全ての広告物の面積を合算して判別します。

自己用広告物の算定 (例)



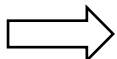
7) 営利を目的としない一定基準内のものとは (P8、P10)

営利を目的としない「ア. 交通安全・公衆衛生等公益に関する宣伝告知のためにするもの」「イ. 会合その他催物に関するもの」「ウ. はり紙、はり札、立看板及び広告幕類」「エ. 報道機関が設置する時事速報等を掲出する物件」を適用除外としています。憲法で表現の自由は保障されており、屋外広告物法では、表示内容については屋外広告物の規制は及ばないこととされています。したがって、「宣伝告知のためにするもの」とは、単に交通安全・公衆衛生等も目的にするものに限らず、私的利益を離れ、個人の意見・信条等を公に宣伝告知するものにとられて取扱います。

8 安全管理義務

屋外広告物を表示、設置、管理される皆様へ

広告物等（屋外広告物又はこれを掲出する物件）の管理者等（表示、設置又は管理する者）は、日常の補修その他の管理に加え、風雨や経年劣化によって広告物等に倒壊又は落下のおそれが生じることのないよう、定期的な安全点検を行う義務があります。

禁止広告物  P 6

■ 管理義務

屋外広告物条例第3条

屋外広告物の管理者等は、日常から、所有または管理する広告物等の補修その他必要な管理を怠らないようにして良好な状態を保持しなければなりません。

■ 点検義務（平成 29 年 10 月 1 日から適用）

屋外広告物条例第3条の2

屋外広告物の倒壊・落下は重大な事故につながります。そのため、管理者等は日常の管理義務に加え、危害防止等のため定期的に安全点検を実施しなければなりません。

- 点検対象 : はり紙、はり札、立看板類、アドバルーン、壁面に描かれたもの又は法令により表示・設置義務のあるものを除く、全ての屋外広告物
- 点検時期 : 広告物等を表示・設置・改造した時、及びその後3年以内ごと
- 点検項目 : 本体及び取付け部の傾斜・ぐらつき・腐食・変形等、ボルト及びビス等のサビ・緩み・欠落等、表示面の破損・はく離・汚染・退色・変色等、照明及び付属部品の取付け状態等、その他必要箇所（※）
- 点検者の資格 : 本体の高さが4mを超える広告物等の点検を実施できるのは、屋外広告士又は屋外広告物条例施行規則で定める者（建築士、電気工事士、その他）です。

※ 具体的な点検方法・項目は「長野県屋外広告物安全管理指針」（長野県ホームページに掲載）を参考にすること。 ⇒ URLは20ページ参照

■ 点検結果の報告（平成 29 年 10 月 1 日から適用）

屋外広告物条例第12条の2

市町村長から表示・設置の許可を受けている広告物等は、許可の更新時に、安全点検報告書を提出しなければなりません。

■ 除却義務

屋外広告物条例第16条

許可期間が満了したときや、許可が取り消されたりしたとき、または表示設置の必要がなくなったときは、ただちに屋外広告物を除却しなければなりません。

屋外広告物に関する立入検査等（平成 29 年 10 月 1 日から適用）

屋外広告物の管理状況の把握のため、市町村職員が広告物等の管理者等に対し報告や関係資料を求め又は広告物等の表示・設置されている土地又は建物に立ち入り、検査や関係者への質問を行う場合があります。

屋外広告物条例第18条の3

9 屋外広告業の登録

屋外広告業を営む場合には県の登録が必要です

■ 屋外広告業の登録義務

屋外広告物条例第19条第1項

長野県内（ただし、長野市及び松本市の区域を除く）で屋外広告業を営もうとする場合には、長野県知事の登録を受けなければなりません。また、長野市又は松本市で営もうとする場合には、長野市長又は松本市長の登録を受けなければなりません。

→ 詳細はホームページをご覧ください

<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kokoku/jore/kokokugyo/index.html>

■ 業務主任者の選任

屋外広告物条例第21条第1項

屋外広告業を営む場合には、営業所ごとに業務主任者を選任しなければなりません。業務主任者には、屋外広告士又は長野県・他の都道府県・政令指定都市・中核市の行った屋外広告物講習会の課程を修了した者又は次に掲げるいずれかを満たす者を選任できます。

- 職業能力開発促進法に基づく広告美術に係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者
- 講習会修了者と同等以上の知識を有する者として知事が認定した者

10 罰則について

屋外広告物法には罰則の規定があります

屋外広告物条例では、適正な法令遵守のため1年以下の懲役又は50万円以下の罰金など、罰則規定が定められています。

次のような場合には、罰則が適用される場合があります。

- 禁止されている地域や物件に表示設置したとき
- 許可が必要なのに許可を受けなかったとき
- 市町村長の改修、移転、除却の命令に違反したとき
- 市町村職員による立入検査等を拒み、若しくは虚偽の報告（陳述）等をしたとき
(平成29年10月1日から適用)
- 登録をせずに屋外広告業を営んだとき など

※ 違反広告物は定められた手続きに従い、強制的に撤去される場合があります。
【行政代執行法】

11 その他の手続き

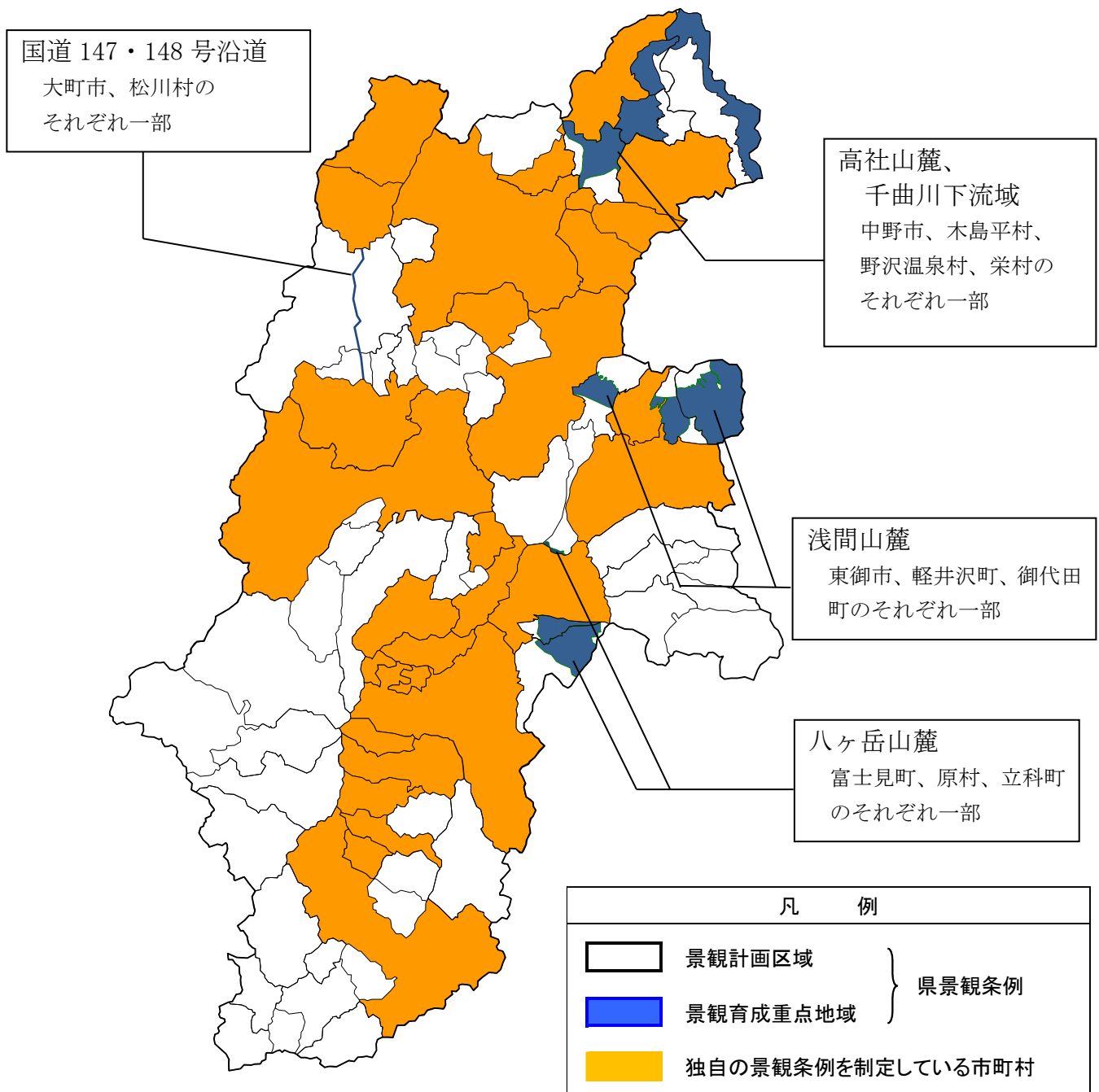
その他の法令などにより手続きが必要な場合があります

景観法

景観法による届出が必要な場合があります

景観法の規定により、県景観条例の適用範囲(景観計画区域)において表示面積が 25 m² (景観育成重点地域内においては 3 m²) を超える特定外観意匠 (※参照) が施された建築物や工作物の建築等を行う場合は、県に届出が必要です。また、独自の景観条例を制定している市町村は別の基準を設けているところがあります。

※特定外観意匠…建築物又は工作物の外観に公衆の関心を引くための形態または色彩その他の意匠があるもの



その他の手続き

その他の法令等により手続きが必要な場合があります

- 自然公園法及び自然公園条例に規定される国立公園、国定公園、県立公園の区域内に広告物を表示設置する場合、表示設置する場所が特別地域に指定されていれば許可の申請が、普通地域であれば届出が必要です。
- 道路区域内に屋外広告物を表示する場合には、道路法第32条の規定により道路占用許可申請が必要となります。
- 長野県景観条例に基づく景観育成住民協定の認定を受けた地区内には、屋外広告物の表示設置にあたっての基準を設けている場合があります。
- 高さ4mを超える広告塔、広告板等を設置する場合には、建築基準法第88条の規定により工作物の確認申請が必要です。
- 広告板、広告塔等を設置しようとする場合、設置する場所によっては農業振興地域の整備に関する法律及び農地法による手続きを事前に経なければなりません。

お問い合わせ

お気軽にご相談ください

屋外広告物を表示設置する際、屋外広告物法・屋外広告物条例の規定や地域規制、その他の規定で不明な点がございましたら、お気軽に次の窓口までご相談ください。

★ 市町村屋外広告物担当課 (P21 頁参照)

※屋外広告物の許可手続き等は設置予定地の市町村で受付事務を行っています。

★ 県庁及び県現地機関屋外広告物担当課

県庁・地方事務所 担当課名	所在地	所管する区域	電話番号
県庁建設部 都市・まちづくり課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2		(026) 235-7348
佐久建設事務所 建築課	〒385-8533 佐久市大字跡部65-1	小諸市、佐久市、 南佐久郡、北佐久郡	(0267) 63-3160
上田建設事務所 建築課	〒386-8555 上田市材木町1-2-6	上田市、東御市、 小県郡	(0268) 25-7142
諏訪建設事務所 建築課	〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10	岡谷市、茅野市、 諏訪郡	(0266) 57-2923
伊那建設事務所 建築課	〒396-8666 伊那市荒井3497	上伊那郡	(0265) 76-6830
飯田建設事務所 建築課	〒395-0034 飯田市追手町2-678	下伊那郡	(0265) 53-0433
木曾建設事務所 整備・建築課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1	木曾郡	(0264) 25-2229
松本建設事務所 建築課	〒390-0852 松本市大字島立1020	塩尻市、 東筑摩郡	(0263) 40-1935
大町建設事務所 整備・建築課	〒398-8602 大町市大町1058-2	大町市、 北安曇郡	(0261) 23-6524
長野建設事務所 建築課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1	千曲市、 埴科郡、上高井郡、上水内郡	(026) 234-9530
北信建設事務所 建築課	〒383-8515 中野市大字壁田955	中野市、飯山市、 下高井郡、下水内郡	(0269) 23-0220

12 市町村担当窓口

県と市町村で事務を分担しています

屋外広告物法及び屋外広告物条例に関する事務の一部を市町村に委譲し、事務を分担しています。

■ 県と市町村の事務分担

事務等の項目	事務等の内容	事務等を担当する団体
屋外広告物法の規定に基づく条例の制定	<ul style="list-style-type: none">○ 広告物の制限○ 屋外広告業の登録等○ 屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告○ 違反に対する措置	県
屋外広告物条例の規定に基づく規則の制定	<ul style="list-style-type: none">○ 屋外広告物表示禁止物件○ 禁止屋外広告物○ 屋外広告物禁止地域の指定・適用除外広告物等○ 屋外広告物許可地域の指定・許可基準等○ 屋外広告物特別規制地域の指定・許可基準等○ 屋外広告業の届出・講習会等	県
広告物の許可・届出に関する事務	<ul style="list-style-type: none">○ 屋外広告物禁止地域の適用除外広告物の許可等○ 屋外広告物許可地域の広告物の許可等○ 屋外広告物特別規制地域の広告物の許可等○ 許可の更新、取消○ 広告物の表示・設置の廃止、管理者の選任等、管理者の地位の承継等の届出受理	市町村
違反広告物に関する事務	<ul style="list-style-type: none">○ 除却・改造等の命令○ 除却措置等○ 除却広告物の保管等○ 立入検査等の実施	市町村
屋外広告業に関する事務	<ul style="list-style-type: none">○ 屋外広告業の登録等○ 屋外広告物に関する講習会の開催○ 屋外広告業者に対する指導・助言・勧告	県

ホームページ

県のホームページから屋外広告物条例のダウンロードなどができます

■屋外広告物条例

→ <https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/documents/o-jyourei.pdf>

■屋外広告物条例施行規則

→ <https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/documents/o-kisoku.pdf>

■景観係トップページ「長野県の景観育成」

→ <https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/kekangakari.html>

市町村名	担当課(室)等	電話番号 (代表・直通)	内線 番号	市町村名	担当課(室)等	電話番号 (代表・直通)	内線 番号
長野市	まちづくり課	直 026(224)7179		【下伊那郡】			
松本市	都市計画課	直 0263(34)3015		松川町	建設水道課	直 0265(36)7028	
上田市	都市計画課	直 0268(23)5127		高森町	建設課	直 0265(35)9407	
岡谷市	都市計画課	代 0266(23)4811	1372	阿南町	建設環境課	直 0260(22)4053	66
飯田市	地域計画課	代 0265(22)4511	3775	阿智村	協働活動推進課	代 0265(43)2220	513
諏訪市	都市計画課	代 0266(52)4141	262	平谷村	産業建設課	代 0265(48)2211	43
須坂市	まちづくり課	直 026(248)9007		根羽村	振興課	代 0265(49)2111	—
小諸市	都市計画課	代 0267(22)1700	2242	下條村	振興課	代 0260(27)2311	110
伊那市	都市整備課	代 0265(78)4111	2521	売木村	産業課	代 0260(28)2311	—
駒ヶ根市	都市計画課	代 0265(83)2111	523	天龍村	建設課	直 0260(32)1022	
中野市	都市計画課	代 0269(22)2111	273	泰阜村	振興課	代 0260(26)2111	243
大町市	建設課	代 0261(22)0420	691	喬木村	生活環境課	直 0265(33)5127	
飯山市	まちづくり課	代 0269(62)3111	241	豊丘村	建設環境課	直 0265(35)9054	
茅野市	都市計画課	代 0266(72)2101	536	大鹿村	総務課	直 0265(48)6095	
塩尻市	建築住宅課	代 0263(52)0280	1294	【木曾郡】			
佐久市	建築住宅課	直 0267(62)6637		上松町	企画財政課	直 0264(52)4901	
千曲市	都市計画課	代 026(273)1111	3252	南木曾町	産業観光課	代 0264(57)2001	58
東御市	建設課	直 0268(64)5882		木曾町	観光商工課	直 0264(22)4285	
安曇野市	建築住宅課	直 0263(71)2242		木祖村	産業振興課	代 0264(36)2001	151
【南佐久郡】				王滝村	企画観光推進室	代 0264(48)2257	
小海町	産業建設課	代 0267(92)2525	155	大桑村	総務課	代 0264(55)3080	128
佐久穂町	住民税務課	直 0267(86)2552		【東筑摩郡】			
川上村	総務課	代 0267(97)2121	125	麻績村	振興課	代 0263(67)3001	140
南牧村	産業建設課	代 0267(96)2211	54	生坂村	振興課	直 0263(69)3112	
南相木村	振興課	代 0267(78)2121	—	山形村	企画振興課	直 0263(98)3111	
北相木村	経済建設課	代 0267(77)2111	—	朝日村	建設環境課	直 0263(99)4103	
【北佐久郡】				筑北村	観光課	代 0263(66)2111	2025
軽井沢町	環境課	直 0267(45)8556		【北安曇郡】			
御代田町	建設水道課	直 0267(32)3129		池田町	総務課	直 0261(62)3131	
立科町	建設環境課	直 0267(88)8411		松川村	建設水道課	直 0261(62)3110	
【小県郡】				白馬村	建設課	直 0261(85)0724	
長和町	産業振興課	直 0268(75)2047		小谷村	建設水道課	直 0261(82)2204	
青木村	商工観光移住課	直 0268(49)0111		【埴科郡】			
【諏訪郡】				坂城町	建設課	直 0268(75)6208	
下諏訪町	建設水道課	代 0266(27)1111	245	【上高井郡】			
富士見町	建設課	直 0266(62)9217		小布施町	建設水道課	直 026(214)9105	
原村	建設水道課	直 0266(79)7933		高山村	定住支援室	直 026(214)9298	
【上伊那郡】				【下高井郡】			
辰野町	建設水道課	代 0266(41)1111	2161	山ノ内町	建設水道課	直 0269(33)3114	
箕輪町	建設課	直 0265(79)3167		木島平村	建設課	代 0269(82)3111	152
飯島町	建設水道課	代 0265(86)3111	146	野沢温泉村	観光産業課	直 0269(85)3114	
南箕輪村	建設水道課	直 0265(72)2325		【上水内郡】			
中川村	建設環境課	代 0265(88)3001	61	信濃町	建設水道課	直 026(255)6821	
宮田村	建設課	直 0265(85)5863		飯綱町	建設水道課	直 026(253)4766	
				小川村	建設経済課	代 026(269)2323	—
				【下水内郡】			
				栄村	商工観光課	直 0269(87)2702	

★ 市町村屋外広告物担当課

※ 長野市、松本市、飯田市、諏訪市、須坂市、伊那市、駒ヶ根市、安曇野市、飯島町及び小布施町の区域で、屋外広告物を表示・設置する場合には、各市町の屋外広告物条例の適用を受けることとなりますので、長野県の屋外広告物条例の規定は及びません。

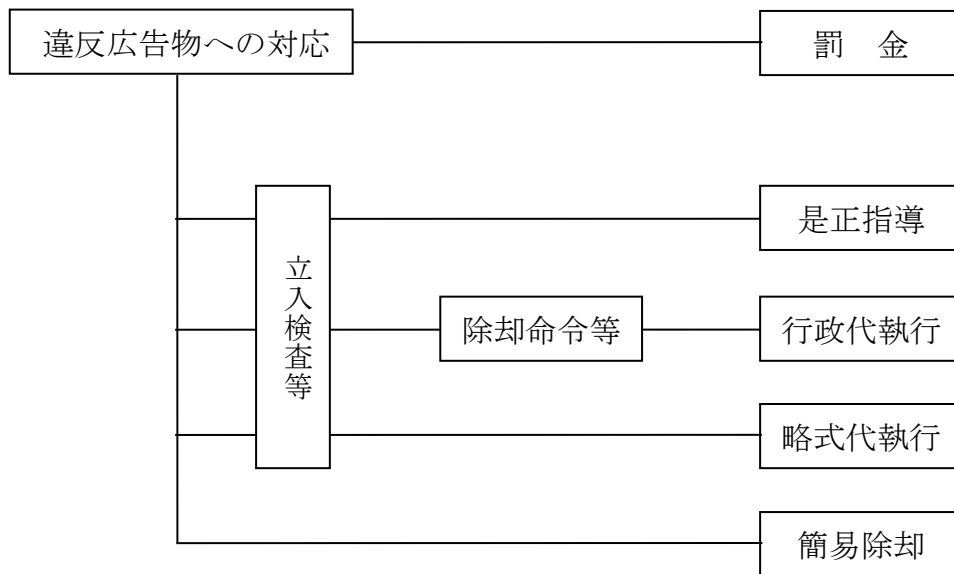
※ 「代」は市町村の代表番号、「直」は市町村の直通番号、「—」は内線番号なし

おわりに

許可を受けずに表示設置されているもの、禁止地域や禁止物件に表示設置されているもの、許可基準に定められた大きさに適合しないものなど、適切でない屋外広告物が見受けられます。

また、全国的には、管理が不適切な屋外広告物の倒壊や落下による人身等への被害も発生しています。

これらの違反広告物に対し、屋外広告物法及び屋外広告物条例により必要な措置が定められています。



「長野県」の美しい景観を守るため、皆様のご協力をお願いいたします。

長野県 建設部 都市・まちづくり課 景観係
郵便番号：380-8570
住 所：長野市大字南長野字幅下692-2
電話直通：026-235-7348
F A X：026-252-7315
E-mail：toshi-machi@pref.nagano.lg.jp